その他の空港等（大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港を除く。）を使用空港等とする路線に係る航空機		四　東京国際空港に着陸する航空機のうち運航計画（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百七条の三第二項の運航計画をいう。以下同じ。）において到着時刻を午前八時から当該時刻の二十九分以前に設定しているもの及び直前に東京国際空港を離陸した航空機のうち運航計画において出発時刻を午後八時三十分以降に設定しているもの（大阪国際空港を使用空港とする路線に係るもの、使用料告示一(四)エ及びカ(a)に規定するもの並びに第二項に掲げるものを除く。ただし書に	平成十五年四月一日から当分の間	使用料告示一(一)の規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
		五　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機のうち国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの	平成二十年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)の規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
	ジェット機	六　直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機（国際航空に従事するもの（国際貨物チャーター便であって、貨物の運送を行うもの（貨物の運送を行うものに限る。）以下この項において同じ。）又は当該空港等に着陸する航空機	平成二十二年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)ア の規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額
	その他の航空機		平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)イ の規定により計算して得た金額（重量が六トン以下の航空機にあつては十六分の一）を乗じた金額
		七　東京国際空港に着陸する航空機（国際航空に従事するもので、貨物の運送を行うもの（国際貨物チャーター便であって、貨物の運送を行うものをいう。以下同じ。）を除く。）のうち事業計画（航空法第百条第二項第二号又は同法第百二十九条第二項の事業計画をいう。）において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの又は東京国際空港に着陸する航空機のうち国際貨物チャーター便であって東京国際空港事務所に提出した運航計画書において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの（第六項に掲げるものを除く。）	平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	使用料告示一(四)エ の規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額

備考　この表において「空港」とは空港法第二条に規定する空港をいうものとし、「空港等」とは航空法第二条第六項に規定する「空港等」をいうものとする。

○国土交通省告示第三百二十一号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）第八条第一項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める額を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則第八条第一項第二号の国土交通大臣が告示で定める額は、八千二百七十一億四千三百八十七万八千七百四十三円とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十二号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示（平成九年運輸省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項及び第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百二十三号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第六条第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

（書類の指定の対象となる事業）

第一条　次条による書類の指定は、次に掲げる事業であって国土交通大臣が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五十八条第一項の主務大臣であるものについて行うものとする。

一　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。次号において「令」という。）別表第一の一の項のイからへまでの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業

二　令別表第一の七の項の第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業

（書類の指定）

第二条　環境影響評価法の一部を改正する法律附則第六条第一項第一号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものは、公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（平成二十年四月国土交通省）第2の(5)により作成された複数案の比較評価をとりまとめた書類とする。

○国土交通省告示第三百二十四号

環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第六条第二項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

（書類の指定の対象となる事業）

第一条　次条による書類の指定は、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の二の項のイからレまでの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業について行うものとする。